

本資料は平成 23 年度統計法施行状況の審議において使用したものである。

平成 24 年 7 月  
総務省統計審査官室

## 政府統計における「従業上の地位」の扱いについて

### 1 「従業上の地位」に関する統計分類について

「従業上の地位」とは、仕事をしている人をその地位によって分類したものであり、一般に、雇用者／自営業主／家族従業者 等の分類であると考えられている。

「従業上の地位」に関する統計分類としては、ILOが定めている「従業上の地位に関する国際分類」(International Classification of Status in Employment, ICSE)がある(別紙1参照)。我が国の各統計調査における「従業上の地位」の区分は、おおむねこの国際分類に従っている。

### 2 雇用者について更に詳細に把握する区分の「定義」について

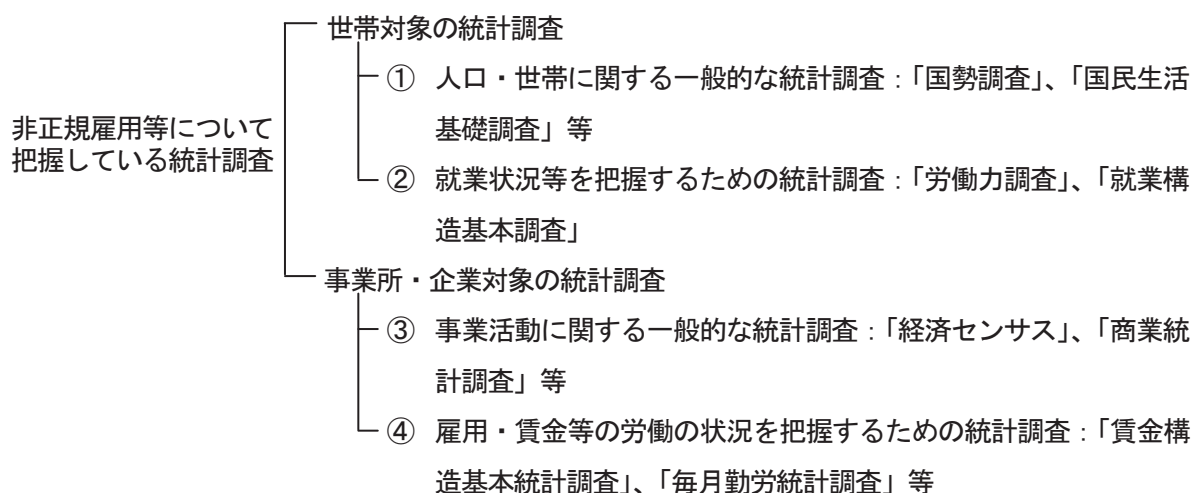
我が国の統計調査では、上記の「従業上の地位」に加えて、雇用者を雇用契約期間別に区分する等、更に詳細な区分を行っているものがある。

特に、非正規雇用等の把握については、

- ① 雇用契約期間による区分 (臨時労働者等)
- ② 呼称・契約形態による区分 (パート/アルバイト/派遣等)
- ③ 労働時間による区分 (短時間労働者等)

という三つの異なる視点による区分がある。

非正規雇用等について把握している41の国の統計調査(うち22が基幹統計調査)について、それぞれの統計調査の目的に応じて類型化すると、以下のような整理ができる。



それぞれの類型ごとに、従業上の地位や雇用契約期間等に関する区分の定義をみると、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとに同様の定義となっている。

例えば、雇用者の雇用契約期間については、

- ・「世帯対象の統計調査」では無期や有期（1か月、1年超）の雇用契約期間として、
- ・「事業所・企業対象の統計調査」では雇用契約期間のほかに2か月間各18日以上雇用（雇用保険法）を定義に加えて、

把握している（別紙2参照）。

この相違は、次のような理由によるものである。

- ・「世帯対象の統計調査」では、世帯において記入することが可能な区分であること
- ・「事業所・企業対象の統計調査」では、事業所・企業における「賃金集計表」の整理区分に合わせた区分であること

このように、雇用者の雇用契約期間等については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとにおおむね共通の定義による区分が行われている。

なお、調査対象の範囲については、「事業所・企業対象の統計調査」では、それぞれの統計調査の目的に応じて相違があるが、例えば「常用」という区分でみると、その定義はおおむね共通である（別紙2参照）。

### 3 雇用者について更に詳細に把握する区分の「用語」について

上記の統計調査で用いられている区分の用語についてみると、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」の中でも若干の相違がみられる（別紙3参照）。

「事業所・企業対象の統計調査」でみると、類型③の統計調査（経済センサス等）においては、「常用雇用者」、「臨時雇用者」という用語を用いており、一方、類型④の統計調査（賃金構造基本統計調査等）においては、「常用労働者」、「臨時労働者」という用語を用いている。これは、次のような理由によるものである。

- ・類型③の統計調査においては、一般に、雇われている者のみならず自営業主等についても把握していることから、特に雇われている者を指す言葉として「常用雇用者」、「臨時雇用者」という用語を用いている。
- ・類型④の統計調査においては、雇われている者の保護を図ることを目的としている労働基準法や雇用保険法において「労働者」という用語が用いられ、各事業所・企業においてもこの用語を用いて労働者名簿によって労働者の管理を行っていることから、「常用労働者」、「臨時労働者」という用語を用いている。

仮に、「雇用者」を「労働者」に統一しようとする、大工や個人店主などの自営業主も含めて「労働者」ととらえる人も多くいることから、雇われている者だけを「労働者」と称すると、統計の利用者に混乱を生じさせる懸念がある。一方、「労働者」を「雇用者」に統一しようとする、「労働者」という用語は、長きにわたり事業所・企業において使用され、定着しているものであり、混乱を生じさせる可能性があるが、このことについては、更に検討の余地がある。

## 4 まとめ

### (1) 「従業上の地位」の統計基準化について

「従業上の地位」に関する国際分類としては、ILO（国際労働機関）が定めた「従業上の地位に関する国際分類」（ICSE）がある。我が国の統計調査における従業上の地位の区分は、ICSEの区分を必要に応じて一部細分化等を行ったものになっており、ICSEにおおむね従っているものと考えられる。また、我が国の統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能にしている面もあるので、必ずしも一つのものに統一すべきものではなく、現在のような多様な把握の仕方が重要であると考えられる。

これらのことから、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低いと考えられる。

### (2) 雇用者について更に詳細に把握する区分について

我が国の統計調査においては、ICSEに定められている区分よりも更に細かく、雇用者について、非正規雇用など更に詳細に把握する区分を用いているものがある。特に、非正規雇用等の把握については、①雇用契約期間による区分、②呼称・契約形態による区分、③労働時間による区分という三つの異なる視点による区分がある。

これらの「区分」の「定義」については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごと、また上記の視点ごとに整理すると、おおむね共通のものとなっている。

一方、「区分」の「用語」については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」の中でも若干の相違がみられる。これらの相違については、行政施策上用いている用語との関係等もあるものであるが、用語の統一の可否について更に検討の余地があるとの指摘もある。

## 5 今後の課題

### (1) 利用者の利便向上に向けた取組

我が国の統計調査における従業上の地位や雇用形態等の区分は、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとにその定義はおおむね共通であるものの、用語についてみると相違がみられることから、利用者から「それぞれの区分の用語の相違が分かりにくい」との意見もある。

これに対しては、利用者の利便向上のために、各統計で用いられている区分を整理し、その関係が分かるような資料を総務省政策統括官（統計基準担当）のホームページ等を通じて一般に提供することが考えられる。（資料のイメージ：別紙4）

利用者は、これを見ることにより、従業上の地位や雇用形態等の区分を行っている統計調査全般について、それぞれの統計調査における区分を一覧することができ、それぞれの区分の定義を正しく把握することができるようになる。

### (2) 雇用者について更に詳細に把握する区分の「用語」の更なる検討

上記のように、雇用者について更に詳細に把握する区分の「定義」については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとにおおむね共通である。一方、雇用者について更に詳細に把握する区分の「用語」については、若干の相違がみられる。このため、行政施策における用語との整合性も踏まえつつ、区分の「用語」の統一の可否等について、検討の余地があるものと考えられる。

なお、非正規雇用の実態について把握することは、政策課題にもなっており、厚生労働省の「望ましい働き方ビジョン」（平成24年3月27日、「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」取りまとめ）において、非正規雇用対策のため、統計調査の整備・充実が提言されている。